

宮津高等学校伊根分校跡地に係る宮津市と伊根町の境界変更等の予定について

伊根町におかれては、宮津高等学校伊根分校跡地において、定住促進住宅、飲食料品等小売施設の出店等の跡地利活用を計画されています。

しかしながら、当該用地内の一部に宮津市地番の土地（いわゆる飛び地）が存在するとともに、校舎施設は伊根町と宮津市の共同所有となっていることから、これらを解消すべく、伊根町からの申し出に基づき、次のとおり協議を進めております。

なお、本件については、地方自治法の規定により議会議決が必要であり、9月議会での提案を予定しておりますので、あわせて御報告します。

1. 旧宮津高等学校伊根分校の現況所有関係

- ・用地：伊根町所有（伊根町地番と宮津市地番が混在）
- ・施設：伊根町及び宮津市の共同所有

2. 跡地利活用に向けての課題と対応方向

(1) 用地内等の飛び地の解消

- ・用地の所有者は伊根町であるが、一部の地番が宮津市であり宮津市に自治権が発生
- ・しかしながら、宮津市が当該地番に行政サービスを提供すること等は事実上困難。
- ・このため、地番を伊根町地番に変更する。
⇒地方自治法第7条第1項の規定による「境界変更」
*その上で、伊根町において自治権を行使

(2) 校舎施設の撤去解体

- ・校舎施設は現在、共同所有のため、撤去解体費に宮津市も負担義務が生じる可能性
- ・このため、校舎施設の所有権を伊根町に無償譲渡する。
⇒地方自治法第7条第5項の規定による「財産処分」
*その上で、伊根町において解体撤去

3. 今後の想定スケジュール

- | | |
|---------|-------------------------|
| 令和6年 9月 | 宮津市及び伊根町議会での議決 |
| 令和6年10月 | 宮津市長及び伊根町長連名での京都府知事への申請 |
| 令和6年12月 | 京都府議会での議決 |
| 令和7年 2月 | 京都府知事から総務大臣への届け出 |
| 令和7年 4月 | 効力発生 |

<参考>宮津高等学校伊根分校の沿革等

S23.9 設置

- ・施設：伊根町（伊根村、朝妻村、本庄村、筒川村）、宮津市（養老村、日ヶ谷村）
- ・用地：伊根町所有（現在の伊根小学校内）

S33.6 定時制高等学校伊根分校組合（伊根町及び宮津市）を設立

S37.2 火災により校舎が全焼

S38.12 校舎再建及び移転

- ・施設：定時制高等学校伊根分校組合
- ・用地：伊根町及び京都府所有（現在の用地）

R5.3 廃校

- ・施設：組合解散により伊根町及び宮津市の共同所有
- ・用地：伊根町所有（R5.8 京都府所有分を伊根町に所有権移転）



 分校跡地  宮津市地番の土地（飛び地）55筆



旧宮津高等学校伊根分校校舎